

議案第30号

令和6年度

小金井市

一般会計補正予算

(第 1 回)

令和6年度小金井市一般会計補正予算（第1回）

令和6年度小金井市の一般会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年3月19日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 26,531,107	千円 7,476	千円 26,538,583
	2 児 童 福 祉 費	14,156,843	7,476	14,164,319
13 予 備 費		58,049	△7,476	50,573
	1 予 備 費	58,049	△7,476	50,573
歳 出 合 計		54,132,000	0	54,132,000

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
市立保育園の在り方検討支援 委託料	令和7年度	1,808 千円

議案第30号資料1

令和6年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 1 回)

1 総括 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 26,531,107	千円 7,476	千円 26,538,583
	2 児 童 福 祉 費	14,156,843	7,476	14,164,319
13 予 備 費		58,049	△7,476	50,573
	1 予 備 費	58,049	△7,476	50,573
歳 出 合 計		54,132,000	0	54,132,000

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			7,476
			7,476
			△7,476
			△7,476
			0

2 歳 出

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	7,516,614	7,476	7,524,090			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
7,476				
7,476	1 報酬	707	35 市立保育園の在り方検討に要する経費	(保 育 課) 7,476
	7 報償費	213	1 報 酬	(707)
	10 需用費	65	市立保育園の在り方検討委員会委員報酬	707
	1 消耗品費	65	7 報 償 費	(213)
	11 役務費	270	保育士謝礼	59
	1 郵便料	270	手話通訳者謝礼	34
	12 委託料	6,162	ワークショップ参加者謝礼	120
	13 使用料及び賃借料	59	10 需 用 費	(65)
			消 耗 品 費	65
			11 役 務 費	(270)
			郵 便 料	270
			12 委 託 料	(6,162)
			市立保育園の在り方検討支援委託料	6,162
			13 使用料及び賃借料	(59)
			ワークショップ会場借上料	59

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	58,049	△ 7,476	50,573			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 7,476		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費					計	共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 当 手 当	勤 勉 当 手 当	その他 の 手 当				
補正後	長 等	3		30,660	12,113		5,676	48,449	7,168	55,617
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	41,661	241,956
	その他	1,200	169,730					169,730	279	170,009
	計	1,227	313,310	30,660	68,828		5,676	418,474	49,108	467,582
補正前	長 等	3		30,660	12,113		5,676	48,449	7,168	55,617
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	41,661	241,956
	その他	1,190	169,023					169,023	279	169,302
	計	1,217	312,603	30,660	68,828		5,676	417,767	49,108	466,875
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	10	707					707		707
	計	10	707					707		707

※ その他の手当は、退職手当5,554千円及び通勤手当122千円である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書補正

(単位:千円)

追加	事項	限度額	令和5年度以降にわたるもの 支出(見込)額		令和6年度以降の 支出		左の財源内訳							
			期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源				
							国都支出金	地方債	その他					
	市立保育園の在り方検討支援委託料	1,808			令和7年度	1,808								1,808

市立保育園の在り方検討委員会概要

1 目的

小金井市すこやか保育ビジョンに基づいて、小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けて、市立保育園を取り巻く課題を踏まえて、専門的かつ幅広い視点から今後の市立保育園の役割及び在り方を検討する。

2 事業概要

(1) 小金井市立保育園の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）

学識経験者、保育に関する事業に従事する専門職者、市立保育園を利用する児童の保護者、公募市民等によって構成し、市長の諮問に応じて市立保育園の役割及び在り方について検討して答申する。

(2) 丁寧な意見聴取及び説明

委員会での検討のために、WEBアンケート（市立保育園を利用する児童の保護者・市民）、市民ワークショップ及び児童インタビューを行う。

3 委員会開催スケジュール等

年月	委員会	意見聴取等
令和6年 6月	第1回（委嘱・諮問等）	
7月	第2回（在り方と論点）	
8月	第3回（市全体の仕組み）	WEBアンケート（保護者・市民）
10月	第4回（5つの課題）	市民ワークショップ（課題）
11月	第5回（同上）	
令和7年 1月	第6回（解決策の選択肢）	
3月	第7回（解決策の検討）	市民ワークショップ（解決策）
4月	第8回（答申案の検討）	
5月	第9回（答申）	

答申後、市として「新たな保育業務の総合的な見直し方針」の改訂案の作成及びパブリックコメントを行い、新たな方針（以下「新方針」という。）を行政決定する。

新方針についての説明会を実施した上で、新方針に基づく小金井市立保育園条例の改正案を令和7年第3回定例会に提出する。

4 市立保育園の在り方検討支援委託

検討に当たって必要な業務の支援を委託する（令和6年度及び令和7年度の債務負担行為）。

5 予算額

(1) 市立保育園の在り方検討委員会委員報酬	707千円
(2) 市立保育園の在り方検討支援委託料	6,162千円
※債務負担行為（令和7年度）	1,808千円
(3) その他（保育士謝礼、手話通訳者謝礼、ワークショップ参加者謝礼、 消耗品費、郵便料、ワークショップ会場借上料）	607千円

議案第 31 号

小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例

小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 3 月 19 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

小金井市立保育園の役割及び在り方について、調査審議するための機関を設置するため、本案を提出するものであります。

小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例

(設置)

第1条 小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けて、小金井市すこやか保育ビジョンにおける小金井市が果たす役割等の具体化を図るため、小金井市内の保育施設の状況を踏まえ、専門的かつ幅広い視点から今後の小金井市立保育園の役割及び在り方を検討する小金井市立保育園の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、小金井市立保育園の役割及び在り方について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 保育に関する事業に従事する専門職者 2人以内
- (3) 小金井市立保育園を利用する児童の保護者 2人以内
- (4) 公募による市民 3人以内
- (5) 小金井市内の子ども・子育て支援に関する関係団体代表者 1人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が第2条の諮問をしてから当該諮問に対する答申が終了するまでの間に委員の任期が満了する場合、委員の任期は、その答申の終了まで継続するものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として公開する。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条に基づく答申を終えた日限り、その効力を失う。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

を

「

子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

市立保育園の在り方検討委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。

小金井市立保育園の在り方検討委員会概要

1 目的

小金井市すこやか保育ビジョンに基づいて、小金井市全体の保育の質の維持・向上に向けて、市立保育園を取り巻く課題を踏まえて、専門的かつ幅広い視点から今後の市立保育園の役割及び在り方を検討する。

2 事業概要

(1) 小金井市立保育園の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）

学識経験者、保育に関する事業に従事する専門職者、市立保育園を利用する児童の保護者、公募市民等によって構成し、市長の諮問に応じて市立保育園の役割及び在り方について検討して答申する。

(2) 丁寧な意見聴取及び説明

委員会での検討のために、WEBアンケート（市立保育園を利用する児童の保護者・市民）、市民ワークショップ及び児童インタビューを行う。

3 委員会開催スケジュール等

年月	委員会	意見聴取等
令和6年 6月	第1回（委嘱・諮問等）	
7月	第2回（在り方と論点）	
8月	第3回（市全体の仕組み）	WEBアンケート（保護者・市民）
10月	第4回（5つの課題）	市民ワークショップ（課題）
11月	第5回（同上）	
令和7年 1月	第6回（解決策の選択肢）	
3月	第7回（解決策の検討）	市民ワークショップ（解決策）
4月	第8回（答申案の検討）	
5月	第9回（答申）	

答申後、市として「新たな保育業務の総合的な見直し方針」の改訂案の作成及びパブリックコメントを行い、新たな方針（以下「新方針」という。）を行政決定する。

新方針についての説明会を実施した上で、新方針に基づく小金井市立保育園条例の改正案を令和7年第3回定例会に提出する。

4 市立保育園の在り方検討支援委託

検討に当たって必要な業務の支援を委託する（令和6年度及び令和7年度の債務負担行為）。